

市政への提案をお受けしています

市民の皆さんからの提案等を市政に反映させることを目的として「市政への提案書」をお受けしています。

■提案方法

市役所1階ロビー「しもつけ情報コーナー」に設置している提案箱に投書するほか、郵送、FAX、電子メール、市ホームページでもお受けしています。

■提案書の取り扱い

市政への提案書としてお寄せいただいたご意見・ご提言はすべて総合政策課でお預かりし、市長へ報告します。

また、個人の特定につながる部分等の修正や要約を行い、公開することがあります。

なお、お預かりした個人情報報は回答する場合にのみ使用し、他の目的には使用しません。

ご意見・ご提言が多岐にわたる場合など、回答までに時間を要する場合があります。

■回答について

市長が責任を持って回答するため、住所・氏名を提案書に明記してください。確認できない場合、メールアドレスが判明していても回答はいたしません。

なお、回答しない場合であっても提案内容は市長及び関係課に伝え、市政運営の参考にさせていただきます。

■ご意見と回答の紹介

お受けしたご意見と回答を紹介いたします。

■固定資産税納税通知書の発送時期について

Q 納税通知書が届いてから第1期納期限まで2週間程度しかなく、お金の用意が大変です。他市ではもっとはやく通知が届きますし、水道料金や電気料金でも1か月前の請求になっています。大切なお金のことですので、もっと早い時期での納付書の郵送をお願いします。

A 電算システムの修正や発送事務の見直し等により、納税通知書の発送日を早めることを検討しております。他市の状況を踏まえながら、早期発送いたします。

送事務の見直し等により、納税通知書の発送日を早めることを検討しております。他市の状況を踏まえながら、早期発送いたします。

■粉塵飛散防止策について

Q 強風により住宅や道路に粉塵が飛散し、大変迷惑しています。対策をお願いします。

A 畑地帯環境整備支援事業として、冬の畑への麦の作付けに係る経費を補助しております。畑の土の飛散防止に努めるほか、耕作者への周知と指導の徹底を行います。なお、粉塵により大量の土が堆積してしまった場合は市で対応します。

■病後児保育について

Q 子どもが4年生になったことで病後児保育の利用ができませんになりました。夫婦共働きで休みが取れず、病気の子どもを一人で家においておくことが親としてとても心苦しい限りです。病後児保育利用年齢の引き上げと、病児保育施設の設置をお願いします。

A 乳幼児健康支援一時預り事業実施要綱では満9歳となっていますが、現在は小学6年生までお預かりしており、周知徹底が図られていない現状ですので、広報紙などでお知らせしていきます。また、病児保育については済生会宇都宮病院と新小山市民病院でも実施しますが、市内施設でも実施可能を検討します。

■自衛隊航空機について

事業実施要綱では満9歳となっていますが、現在は小学6年生までお預かりしており、周知徹底が図られていない現状ですので、広報紙などでお知らせしていきます。また、病児保育については済生会宇都宮病院と新小山市民病院でも実施しますが、市内施設でも実施可能を検討します。

■野焼きについて

Q 野焼きによる煙で洗濯物が干せないばかりか、家の中にまで匂いが侵入してきて本当に困っています。畑に野焼きが必要なことは理解していますが、年中不定期に行っているようで、とても農業上必要な行為と思えません。周囲に迷惑をかけないように工夫するなどの指導をお願いします。

A 現地調査を行ったところ、野焼き現場を発見したことから、近隣環境保全のため燃えるゴミとして処理するよう指導しました。今後もしも不定期の巡回・監視を行います。

■問い合わせ先

総合政策課
☎(32)8886

